

旧姓併記は「ガラパゴスルール」

～通称使用や旧姓併記はお茶を濁すにすぎない 法の下での平等実現を～

府職の友 本庁ニュース

発行
大阪府職労
内線3746

大阪府では、通称使用が認められていますが、銀行口座は本名が必要だし、法律行為においては、通称使用は認められていない、と思われまます。過去に通称使用していた知事(女性も男性も)がいました。法律的には、本名が必要だったと記憶しています。

1月15日付け某紙夕刊に「旧姓併記はガラパゴス」との記事があり、興味深く読みました。2009年に「女性差別撤廃条約第6回日本政府報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解」がだされていませう。2年以内に報告を要請するものでした。勧告内容は数多く多岐にわたるものでした。その一つに、日本は民法を改正して①婚姻適齢を男女とも

18歳にすること、②女性の再婚禁止期間6ヶ月を廃止すること、③選択的夫婦別氏制度とすることがあります。日本政府は③について「通称利用の拡大に取り組んでいる」と報告したのです。旧姓併記では『自己の姓を選択する権利』を保障することにはなりません。不便を女性にだけ押し付けるものです。さらに、旧姓併記を「ガラパゴスルール」と呼び、そのために税金を100億円投じているとしています。そうまでして、強制的な夫婦同姓制度を守るのにはばかげていると思えません。

通称使用で事足りとするのではなく、人権の視点をもって夫婦別姓が普通に選択できるようにすべきです。少なくとも強制的な夫婦同姓の制度を廃止すべきです。民主党が政権を取った時に「民法改正して選択的夫婦別姓が実現するかも」と期

水曜日は
1-1
自分の健康と家族のために
定時に帰りますよ!

待していただけに残念です。が、私たち女性の側があきらめることはありません。ひとりひとりが個人として自立し尊重されるべき、というのは当然のことです。「女性活躍」ときき使うまえに、法の下での平等を実現してください。(投稿)

パチ島の 異なるもの 味なもの

鯛 其の二

鮮魚として必ずしも広くは流通しないものの、全国各地の沿岸部では専ら茹でて酢味噌で食べられている。泉州の「饂飩の湯引き」はこの例の一つ。また、高級中華食材の饂飩を切り取った後の葷切鮫(ヨシキリザメ)の身は、蒲鉾や半片など魚肉の練物の原料として多用されてきたので、実は知らぬ間に鮫を食べている人が多い。他地域の鮫料公式サイトです。 <http://muratake-souhonke.com/> (島田祐輔)

※味の情報
①むらたけ総本家②広島県三次市十日市東六丁目一八③〇八二四(六三三)〇六六六④鯛料理など

理については別稿に譲る。備北の鯛は高価な鼠鮫(ネズミザメ)。一般のスーパードでも鯛の刺身が並ぶ。脂肪は少ないが柔らかくて仄かに甘みがあり、鬚長鮪のトロにも似た味。焼いても揚げても極めて美味で、もっと人氣が出てもおかしくないのだが。